

## 大分大学令和4年度新入学生へのノートパソコン販売サポート業者の公募要領

### 1 業務名

大分大学令和4年度新入学生へのノートパソコン販売サポート

### 2 目的

令和3年度より大分大学新入学生にはノートパソコンの必携化を求めていることとなっている。

については、新入学生が、本学が提示する基本仕様を満たしたノートパソコンを簡易に且つ低廉な価格で購入できるようにサポートすることを目的とする。

### 3 事業内容等について

#### (1) 事業内容

本学が提示する基本仕様（別紙1）を満たしたノートパソコン販売を行うこと。

ノートパソコンの購入契約及び支払いは、新入学生（又は保護者）と事業者の契約により成立するものとする。本学は、個々の契約に責任を負わない。また、販売台数についても確約しない。

#### (2) 契約期間

令和3年12月6日（月）から令和4年4月22日（金）まで

#### (3) 販売方法

販売は、事業者店舗、電子媒体（ホームページ・SNS等）、電話並びにFAX等いずれかの方法を利用し販売できること。販売機器の説明、申込方法・支払方法の説明、その他各種サービスの説明等についても情報提供できること。また、問い合わせ等に真摯に対応すること。

#### (4) 新入学生数

1,086名（予定）

#### (5) 本学の対応

- ① 新入学生への書類送付時に、本学文書にて事業者の情報を記載し、チラシ同封。（チラシは事業者が用意すること。送付スケジュールは別紙1に示す。）

### 4 応募資格及び応募要件について

以下の各号に該当する者であること。

- (1) 役員等（事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者、及び事業者が個人である場合にはその者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）でないこと。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたことがないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (6) 事業者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当していないことを知りながら、当該者と契約を締結したと認められないこと。
- (7) 事業者が、（1）から（5）までのいずれかに該当していない者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（（6）に該当する場合を除く。）に、本学が事業者に対して当該契約の解除を求めた場合、これに従えること。
- (8) 国立大学法人大分大学契約事務取扱規程第7条及び同第8条の規定に該当しない者（契約を締結する能力を有しない者に該当しない者等）であること。
- (9) 国立大学法人大分大学契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (10) 自治体の実施する指導監督において業務停止命令を受けていない者であること。
- (11) 申し込み業種について、申込日から過去1年以内に行政処分を受けた者でないこと。
- (12) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (13) 懲役または禁錮の刑に処せられ、その執行が終わっていない者でないこと。
- (14) 禁錮以上の刑に該当する罪を犯した容疑者をもって勾留または起訴され、判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者でないこと。
- (15) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者でないこと。
- (16) 市民税等の税金を滞納している者でないこと。
- (17) 電子媒体（ホームページ、SNS等）又は電話対応を利用し営業内容（販売機器の説明、申込方法・支払方法の説明、その他各種サービス説明等）について、情報提

供できる者であること。

#### 5 個人情報の取扱いについて

- (1) 事業者及び業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密及び個人情報を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。
- (2) 事業者は、前項の規定に違反して契約者及び本学に損害を与えたときは、その損害を契約者及び本学に賠償しなければならない。
- (3) 前2項の規定は、この販売委託が終了し、又は解除された後も同様とする。

#### 6 事業者の責任について

- (1) ノートパソコンの販売に際して、トラブル等が発生した場合は、事業者が責任を持って対応し、解決すること。

#### 7 賠償責任について

- (1) 事業者の責に帰すべき事由により、本学に損額を与えた場合には、その損害額に相当する金額を損害賠償として本学に支払わなければならない。
- (2) 前項のほか、事業者が本覚書に定める事項を履行しないことにより、本学に損害を与えた場合には、その損害額に相当する金額を損害賠償として本学に支払わなければならない。
- (3) 販売委託の解除又は販売委託の一部変更により、業務を遂行することができなくなった場合は、本学に対し、異議の申し立て、営業権の保証等、損害賠償その他一切の請求を行使することはできない。

#### 8 その他

本公募要領に定めのない事項については、本学と事業者で協議の上、決定する。

#### 9 提出依頼書類

- ① 応募申込書（様式1）
- ② 見積書（様式任意）  
別紙基本仕様を満たす機種の見積書。（準備できる台数も記載）
- ③ 製品の仕様を示す書類（様式2）
- ④ 製品の仕様を満たすことが確認できるカタログ等資料（各10部）
- ⑤ 準備できる台数（様式2に記載）
- ⑥ 購入手続きの流れを説明する書類（様式任意）  
販売方法（申し込み方法・支払い方法・納品方法）の流れがわかるもの。  
申し込みから納品までに必要な日数

- ⑦ 誓約書（様式3）
- ⑧ サポートや動産保障などについてのオプションは別途資料を提示すること。

## 1.2 提出期限

令和3年11月22日（月）17時（必着）

## 1.3 提出先

国立大学法人大分大学学生支援部教育支援課  
〒870-1192 大分県大分市大字旦野原700番地  
TEL 097-554-6028  
Eメール kyomuss@oita-u.ac.jp

## 1.4 提出方法

必要部数を持参又は郵送等により提出すること。なお、郵送等する場合は、配達記録が残る方法で提出すること。

## 1.5 質疑の受付

本件に係る質疑は、原則としてEメール（任意の様式）で行うこと。なお、質疑の受付締切日は、令和3年11月19日（金）17時とする。

## 1.6 審査及び事業者選定の流れ

### (1) 審査方法

本学において、本公募要領に基づく企画提案書の内容等を総合的に審査し、事業者を選定する。なお「4 応募資格及び応募要件」の項目については必須条件とする。

本学から事業者に対して、企画提案書の内容等についての確認、追加資料の提出等の要請については、誠実に対応すること。また、提出書類を含め、企画提案書の内容に虚偽が認められた場合には失格とする。

### (2) 審査結果の通知

審査結果は、令和3年11月30日（火）までに、本学から文書にて通知する。

### (3) 事業者との契約手続き

本学と選定された事業者で協議を行い、協議が整った場合に、覚書を締結するものとする。

## 令和 4 年度ノートパソコン基本仕様

	スペック
OS	Windows10 Home (64bit) 以上
CPU	Intel Core i5 相当以上 (第 10 世代以降を推奨)
メモリ	8GB 以上
SSD (※HDD は推奨しない)	256GB 以上
ディスプレイ	10 インチ以上
外部モニタ出力	VGA 又は HDMI 出力が可能なこと ※変換アダプタを用いても可
無線 LAN	IEEE 802.11ac に対応していること
Microsoft Office	Microsoft Office なし ※在学期間中は、本学から提供する Microsoft Office をインストール可能。
バッテリー駆動時間	6 時間以上
内蔵カメラ	WEB カメラを内蔵すること
その他の機能	スピーカー、マイクが内蔵されていること

## チラシ送付スケジュール

時期	事項
令和 3 年 1 2 月上旬	合格発表済みの総合型選抜 (経済学部, 理工学部), 学校推薦型選抜 (教育学部以外), 医学科 2 年次編入学の合格者に送付のノート PC 必携化の実施に関する案内にチラシを同封して郵送 (200 部程度)
令和 4 年 2 月 1 6 日	総合型選抜 (医学部, 福祉健康科学部) 及び学校推薦型選抜 (教育学部) の合格通知に, チラシを同封して郵送 (85 部程度)
令和 4 年 2 月 1 9 日	特別入試の合格通知に, チラシを同封して郵送 (7 部程度)
令和 4 年 3 月 7 日	一般選抜 (前期日程) の合格通知に, チラシを同封して郵送 (670 部程度)
令和 4 年 3 月 2 1 日	一般選抜 (後期日程) の合格通知に, チラシを同封して郵送 (250 部程度)

※入学手続きを行わない者がいるため, 合格者数は, 新入学生数を上回る。

## 応募申込書

大分大学令和4年度新入学生へのノートパソコン販売サポート業者の公募要領に基づき、下記のとおり応募します。

## 記

会社名又は事業者名	
所在地	
担当部署	
担当者（役職名）	
連絡先（TEL）	
（FAX）	
（E-mail）	

令和3年11月 日

国立大学法人大分大学 御中

事業者 住所

氏名

	提案業者名	
	提案メーカー名	
	製品名	
	価格（税込み）	
	準備台数	
OS	Windows10 Home（64bit）以上	
CPU	Intel Core i5 相当以上（第10世代以降を推奨）	
メモリ	8GB以上	
SSD （※HDDは推奨しない）	256GB以上	
ディスプレイ	10インチ以上	
外部モニタ出力	VGA又はHDMI出力が可能なこと ※変換アダプタを用いても可	
無線LAN	IEEE 802.11ac に対応していること	
Microsoft Office	Microsoft Officeなし	
バッテリー駆動時間	6時間以上	
内蔵カメラ	WEBカメラを内蔵すること	
その他の機能	スピーカー、マイクが内蔵されていること	
オプション（別途費用が必要）		
申込方法（HP、メール、FAX、店頭等）		
受渡し（配送、店頭等）		

## 誓約書

私は、「大分大学令和4年度新入学生へのノートパソコン販売サポート」における応募資格及び応募要件のうち以下に掲げる

- (1) 役員等（事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者、及び事業者が個人である場合にはその者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）でないこと。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたことがないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (6) 事業者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当していないことを知りながら、当該者と契約を締結したと認められないこと。
- (7) 事業者が、（1）から（5）までのいずれかに該当していない者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（（6）に該当する場合を除く。）に、本学が事業者に対して当該契約の解除を求めた場合、これに従えること。
- (8) 国立大学法人大分大学契約事務取扱規程第7条及び同第8条の規定に該当しない者（契約を締結する能力を有しない者に該当しない者等）であること。
- (9) 国立大学法人大分大学契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (10) 自治体の実施する指導監督において業務停止命令を受けていない者であること。
- (11) 申し込み業種について、申込日から過去1年以内に行政処分を受けた者でないこと。
- (12) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。

- (13) 懲役または禁錮の刑に処せられ、その執行が終わっていない者でないこと。
- (14) 禁錮以上の刑に該当する罪を犯した容疑者をもって勾留または起訴され、判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者でないこと。
- (15) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者でないこと。
- (16) 市民税等の税金を滞納している者でないこと。
- (17) 電子媒体（ホームページ、SNS等）又は電話並びにFAX等いずれかを利用し営業内容（販売機器の説明、申込方法・支払方法の説明、その他各種サービス説明等）について、情報提供できる者であること。

のいずれにも、内容に一切の虚偽がないことを誓約します。

令和3年 月 日

国立大学法人大分大学 御中

住所

氏名

㊞